

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容：

©CISTEC

2024.09.08施行省令等対応 (1 / 2)

7- (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの ((1) 及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第19条 [第3項] 外為令別表の7の項(3)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク 又はレチクルのパターンを設計するために特に設計した コンピューテーショナル・リソグラフィ・プログラム	【 】		
二 絶縁体が二酸化けい素からなる集積回路の基板であつて、 シリコンオンインシュレータ構造を有するもの の設計又は製造に係る技術 (プログラムを除く。)	【 】		
三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ 又はマイクロコントローラのコアであつて、 論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が32以上のもののうち、 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 】		数値 ()
イ ベクトル演算器であつて、 浮動小数点ベクトル演算処理を同時に2を超えて実現 できるように設計したもの	[]		数値 ()
ロ 64ビット以上の浮動小数点演算処理を1サイクル当たり 4を超えて実現できるように設計したもの	[]		数値 () 数値 ()
ハ 16ビットの固定小数点積和演算処理を1サイクル当たり 8を超えて実現できるように設計したもの	[]		数値 ()
四 電磁パルス又は静電放電による中断から1ミリ秒以内に動作 の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロ プロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム	【 】		数値 ()
五 直径300ミリメートルのシリコンウェハの外周の 除外領域を2ミリメートル以下としたウェハの表面に対する スライス、研削及び研磨の技術のうち、長さ26ミリメートル、 幅8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における 平坦度が20ナノメートル以下を達成するために 必要な技術 (プログラムを除く。)	【 】		数値 () 数値 () 数値 () 数値 () 数値 ()
六 ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ (GAAFET) の構造を有する集積回路を設計するために 特に設計したECADプログラムであつて、 次のいずれかに該当するもの	【 】		
イ レジスタ転送レベル (RTL) をGDS II 又はこれと同等のデータベースファイル 形式に実装するために特に設計したもの	[]		
ロ 設計する集積回路内のデータ処理における消費電力 又はデータを転送するまでに要する時間を最適化 するために特に設計したもの	[]		数値 () 数値 ()

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容：

©CISTEC

2024.09.08施行省令等対応 (2 / 2)

7 - (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの ((1) 及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
<p>[省令] 第19条 [第3項] 外為令別表の7の項(3)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>七 走査型電子顕微鏡により取得した画像から GDS IIデータ又はこれと同等の標準レイアウトデータを抽出し、当該データの層間位置合わせ機能を実行し、多層のGDS IIデータ又は回路のネットリストを生成するために設計したプログラム</p> <p>八 ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ(GAAFET)の構造を有する集積回路又は半導体素子の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ プロセスデザインキット(第6条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。)</p> <p>ロ ツールの認定又は保守に用いるもの</p>	<p>該 当 ○ 非該当 × 対象外 -</p> <p>【 】</p> <p>【 】</p> <p>《 》] 除外</p> <p>〈 〉</p> <p>〈 〉</p>		<p>(省令第6条第 号)</p>
判定結果		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日) 会 社 名 _____ 所 属 ・ 役 職 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電 話 _____		該当項番 ① 外為令別表の項番 [_____] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [_____] [_____]	